



下越地域健康福祉ビジョン推進 プログラム（平成25年度版）

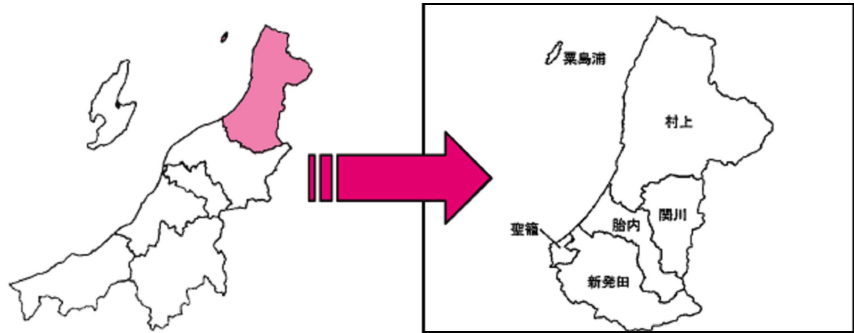


平成25年6月

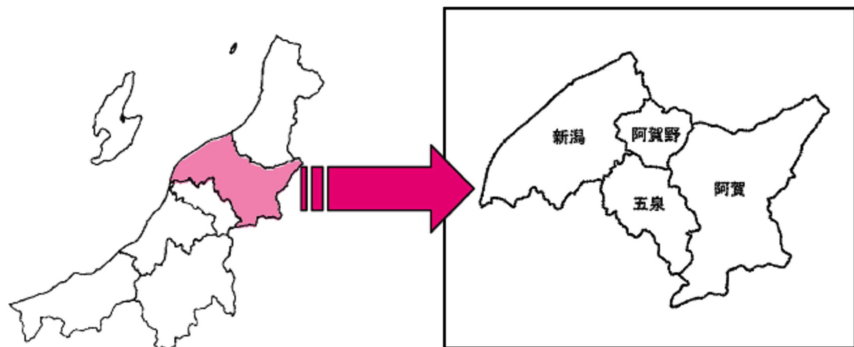
新潟県村上地域振興局健康福祉部
新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部



下越地域



新潟地域（阿賀野市を含む。）



下越地域健康福祉ビジョン推進プログラム

【趣 旨】

下越地域健康福祉ビジョン推進プログラム（以下「プログラム」といいます。）は、新潟県健康福祉ビジョン（平成18年3月策定。以下「健康福祉ビジョン」といいます。）に示された18施策のうち、下越地域で重点的に取り組むべきものとして選定した5施策について、地域内※の県地域機関（2地域振興局）、市町村（4市1町2村）、関係団体等が情報を共有し、協働して健康福祉ビジョンの実現を目指すため、主に県地域機関の具体的な目標と取組内容について作成するものです。

【役 割】

プログラムは、健康福祉ビジョンの18施策のうち、下越地域で重点的に取り組む5施策が円滑に推進できるよう、地域内の県地域機関（2地域振興局）、市町村、関係団体等が現状や具体的な取組についての情報を共有するという役割を担うものとします。

【期 間】

健康福祉ビジョンの計画期間は平成18年度から平成28年度までの11年間とされていますが、プログラムは具体的な目標と取組内容について作成するという趣旨から、毎年度見直すものとしています。

また、健康福祉ビジョンの改定や法令改正等があれば柔軟に見直すものとします。

【重点取組5施策】

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 自殺対策の推進 | 【健康福祉ビジョン施策No. 4】 |
| 2 救急医療体制の充実強化 | 【健康福祉ビジョン施策No. 6】 |
| 3 医療機能の連携・分担と医療安全の推進 | 【健康福祉ビジョン施策No. 7】 |
| 4 食品の安全・安心の推進 | 【健康福祉ビジョン施策No. 8】 |
| 5 福祉に関する相談支援体制の充実強化 | 【健康福祉ビジョン施策No. 15】 |

※ 阿賀野市は保健医療福祉圏域としては新潟地域に含まれますが、下越地域との関わりもあること、過去の経緯もあることから下越地域としても協働して取り組むものとします。



1 自殺対策の推進【健康福祉ビジョン施策No. 4】

《現状と課題》

- (1) 地域内自殺率は県平均より高く※¹、特に男性の自殺率が全世代を通じて高い※²ことから対策の強化が必要です。
- (2) 地域自殺対策推進協議会で、連携した予防ネットワーク体制の整備を進めています。

《目 標》


- (1) 中長期的視点から地域内の自殺率を県平均以下に減少させます
- (2) 中長期的視点から地域内の働き盛り男性の自殺率を減少させます

《施策の展開と取組内容》

施策の展開	取組内容
1 自殺の現状、原因と背景、予防・対策について、地域住民に啓発します	<ul style="list-style-type: none"> ・FM放送による広報 ・相談窓口を掲載したパンフレット配布やポスター掲示 ・市町村や商工会、NPO等と連携した啓発広報
2 地域と職域の連携を強化するなど自殺予防ネットワークを拡充・強化します	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺対策推進協議会の開催（新発田1回、村上1回）
3 地域や職域における相談・見守り役などの自殺予防に取り組む人材を育成します	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ気づき・見守り体制構築事業の実施 ・かかりつけ医等医療関係者研修会の開催 ・事業所等を対象に、働き盛り世代のメンタルヘルス研修会の開催 ・メンタルヘルスサポーター養成研修会の開催 ・ゲートキーパー養成研修会の開催
4 自殺のハイリスク者に対する相談支援体制を強化します	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携したケース支援検討会の開催 ・仕事、法律、生活、健康等について包括的に相談できるワンストップ相談会の開催



《関係事業群》

県地域機関事業	市町村事業
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺率ワースト10脱出事業 ・自殺対策強化戦略事業 ・こころの健康相談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺対策緊急強化基金事業 (県補助率10/10) ・健康相談・消費者相談等 ・講演会等による啓発 ・訪問による支援 ・地域の見守り体制の強化・整備

※1 下越地域の自殺率（人口10万対）

		村上保健所管内	新発田保健所管内	下越圏域	県平均
平成23年における自殺率		36.0	35.6	35.7	27.7 (全国ワースト3位)
10年単位の 平均自殺率	H14～H23	39.6	33.1	34.9	30.4
	H9～H18	40.7	35.9	37.2	31.9
	H4～H13	35.2	33.7	34.1	29.0

資料：厚生労働省「人口動態統計」

※2 年代別過去10年（H14～H23）平均自殺率（人口10万対）

		村上保健所管内	新発田保健所管内	下越圏域	県平均
総数	0～39歳	19.2	14.4	15.6	14.4
	40～64歳	49.1	46.1	46.9	40.6
	65歳以上	53.2	46.1	48.3	42.7
男性	0～39歳	28.9	23.5	24.8	21.4
	40～64歳	88.1	73.3	77.3	65.3
	65歳以上	72.7	66.1	68.2	58.0
女性	0～39歳	9.0	4.9	5.9	7.1
	40～64歳	10.1	18.4	16.0	15.7
	65歳以上	40.3	32.6	35.1	32.0

資料：村上地域振興局・新発田地域振興局「健康福祉（環境）の現況」



2 救急医療体制の充実強化【健康福祉ビジョン施策No.6】


《現状と課題》

- (1) 第二次救急医療機関※¹や第三次救急医療機関※²に患者が集中するなど、それぞれの医療機関の役割や機能が十分に発揮されない状況が生じています。
- (2) 新発田地域では、新発田地区救急診療所が県立新発田病院救命救急センターを受診する初期救急医療の対象患者に対応するため、平成23年4月に同病院向かいに新築移転しています。
- (3) 村上地域では、平日夜間及び休日の日中の初期救急医療を担うため、平成23年6月1日から村上市急患診療所が設置されています。
- (4) 限られた医療資源を有効に利用するため、医療機関の役割分担と連携体制の強化及び医療機関の機能に応じた適切な利用について地域住民への啓発が必要です。

《目 標》

- ・医療機関の役割分担と連携の促進及び救急医療機関の適切な利用についての普及啓発を図ります

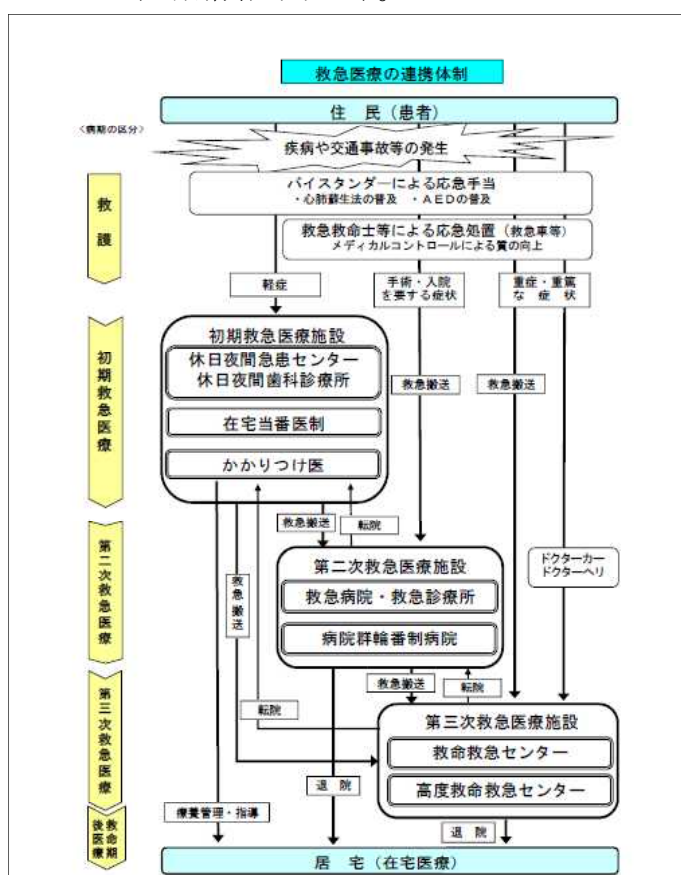
《施策の展開と取組内容》

施策の展開	取組内容
1 救急医療の円滑な運用を図るため、地域の医療機関の役割分担と連携等について検討を進めます	・下越地域救急医療連絡協議会等の開催
2 地域住民に対し、救急医療機関への適切な利用について、啓発を行います 	・フォーラム・講演会等の開催（圏域1回、村上・岩船地域1回） ・FM放送による広報（1回） ・市町村広報、県広報紙、ホームページ、リーフレット等による啓発

《関係事業群》

県地域機関事業	市町村事業
<ul style="list-style-type: none"> ・下越地域救急医療連絡協議会 ・メディカルコントロール※³体制整備事業 ・心臓突然死救命処置体制整備事業 (AED※⁴貸出等) ・広域災害・救急医療情報システム※⁵運営事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院運営事業 ・救急診療所運営費負担金事業 ・救急の日 (9月9日)、救急医療週間等普及啓発 ・村上・岩船地域医療懇談会等

- ※1 消防法第2条第9項の規定に基づき都道府県が告示した救急病院。
- ※2 消防法第2条第9項の規定に基づき都道府県が告示した救急病院で救命救急センターが整備されている病院。
- ※3 救急現場から救急医療機関に搬送されるまでの間における救急救命士の活動等について、医師が指示又は指導・助言及び検証することにより、病院前救護の質を保障するもの。
- ※4 自動体外式除細動器 Automated External Defibrillator の略。心臓が停止した患者に簡易な操作により自動的に電気ショックを与えて救命する装置。
- ※5 医療関係者と消防機関との間で必要な情報の共有を図り、救急患者の医療確保及び大規模災害時の救護救助活動の支援を行うシステム。
県民が、自分の症状やニーズに合った医療情報等を容易に選択できる機能も併せ持つ (サイト名：にいがた医療情報ネット)。



3 医療機能の連携・分担と医療安全の推進

【健康福祉ビジョン施策No. 7】

《現状と課題》

- (1) 県立新発田病院が、地域医療支援病院※¹ 及び地域がん診療連携拠点病院※² に指定されています。
- (2) 県立新発田病院を中心とした地域連携クリティカルパスの実績数は全体として増加傾向にありますが、さらに施行数を増加させるためには、地域住民が地域医療の現状について理解を深めていくことが重要です。

【年度別の施行実績（新規開始）数】

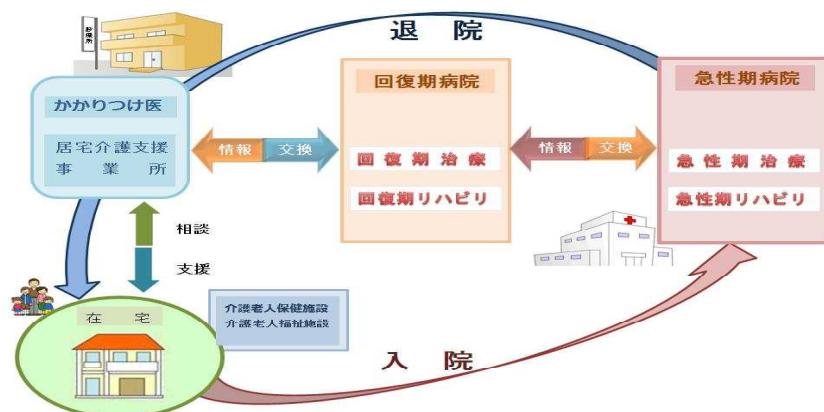
年 度	脳卒中	大腿骨骨折	糖尿病	が ん	合 計
平成21年度	109件	74件	95件		278件
平成22年度	171件	72件	74件	2件	319件
平成23年度	201件	88件	35件	8件	332件
平成24年度	187件	92件	53件	3件	335件

- (3) かかりつけ医や認知症専門医療機関、介護事業所等が連携して認知症患者とその家族を支援するため、平成24年4月から新発田地域で「阿賀北認知症地域連携パス：脳健康ファイル」の運用が開始されています。
- (4) 県立新発田病院の病床利用率が高く、救急患者等の入院受け入れが困難となる状況が生じており、地域の医療機関の更なる連携と役割分担が求められています。
- (5) 村上・岩船地域医療懇談会による医療体制の整備促進が図られています。

《目 標》

- ・地域連携クリティカルパスの施行数を増加させます

（地域連携クリティカルパス：急性期の病院から回復期の病院を経て早期退院できるよう、治療を行うすべての医療機関で共有して用いる診療計画）



地域連携クリティカルパス（イメージ図）

《施策の展開と取組内容》

施策の展開	取組内容
1 地域医療の現状を認識し、医療機能の連携・分担に対する理解を深めるため、地域住民を対象とした啓発を行います	・地域住民を交えたフォーラムの開催
2 地域の医療機関や行政などの関係機関が地域の現状について情報交換を行うとともに、医療連携に向けた検討を行います	・下越地域救急医療連絡協議会の開催 ・下越地域透析治療懇談会の開催
3 新たに追加された「認知症」の地域連携クリティカルパスの運用を拡大するため、住民に対する周知と関係者に対する研修を行います	・県民だより地域版等による広報 ・医療、介護関係者に対する説明会等の開催

《関係事業群》

県地域機関事業	市町村事業
<ul style="list-style-type: none"> ・にいがた医療情報ネット※³（地域医療連携体制） ・地域リハビリテーション支援体制推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・国保診療所運営事業 ・かかりつけ医に関する普及啓発



- ※1 地域の診療所・他の病院との連携体制や、医療従事者に対する研修体制、救急医療体制などを有する病院で医療機関相互の適切な機能分担を図り、その機能連携を進めることに重点が置かれている病院。医療法に基づき都道府県が承認。平成25年4月現在、県内では7病院。
- ※2 各地域における質の高いがん医療の提供及びがん医療の均てん化を図るため、自ら専門的ながん診療を行うとともに、地域のがん診療を行う医療機関等との連携体制の構築や医療従事者への研修を実施するなど、地域におけるがん医療の拠点となる病院。平成25年4月現在、県内では8病院。
- ※3 医療を受ける方が、自分の症状やニーズに合った医療機関（助産所含む）や薬局を容易に選択できるようにするため、県内の医療機関・薬局の機能に関する情報を集約して提供するインターネットの情報システム。

4 食品の安全・安心の推進【健康福祉ビジョン施策No.8】 《現状と課題》


- (1) 生命や健康の源である食の安全・安心の確保が重要であり、食品の放射性物質汚染や牛肉の生食及び浅漬けの喫食による集団食中毒事件の発生等により、食品の安全性に対する消費者の不安が高まっていることから、消費者が食品を選択するための情報提供の充実が必要です（食品衛生法※¹、食品安全基本法※²、にいがた食の安全・安心条例※³等）。
- (2) 情報提供に当たっては、効果的な工夫が必要です。
- (3) 県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる割合は、平成24年度に実施した食の安全・安心地域意見交換会等会場アンケートの結果 66%（回答者585人）でしたが、地域による較差が見られますので、引き続き効果的な情報提供を実施する必要があります。

《目 標》


- ・ 県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる割合を、常に全県目標値以上にします

【全県目標値】平成20年度：35% → 平成28年度：50%

《施策の展開と取組内容》

施策の展開	取組内容
<p>消費者（地域住民）の満足度向上等のため、効果的な情報提供を行います。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の放射性物質検査と公表 ・ 食品表示・食中毒講習会等の開催（消費者・食品関係事業者向け） ・ リスクコミュニケーション※⁴事業等の実施 ・ FM放送（新発田）、パネル展示、ホームページ等による情報提供

《関係事業群》

県地域機関事業	市町村事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ にいがた県政出前講座 ・ 食の安全・安心確保対策事業 (地域食育・食の安全ワーキングチーム※⁵の編成活動、HACCP※⁶を取り入れた衛生管理手法の普及講習会等) ・ 食品衛生監視指導事業 ・ 食中毒処理対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食食材の放射性物質検査 ・ 食育推進事業等(食生活改善推進員、講演会等) ・ 「健康づくりフェア」等のイベント開催 ・ キノコ鑑別講習会 ・ 消費者相談 

※1 食品衛生法第2条第1項

国、都道府県…は、…広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供…に必要な措置を講じなければならない。

※2 食品安全基本法第19条

食品の安全性確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

※3 にいがた食の安全・安心条例第4条

県は、食の安全・安心に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。また、実施に当たっては、市町村等と緊密な連携を図るものとする。

※4 行政や消費者、事業者、専門家、その他関係者の間で、リスク（食品中に危害が存在する結果として健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）に関する情報及び意見を相互に交換すること。

※5 にいがた食の安全・安心条例第9条の規定により定める基本計画の地域機関における推進体制。

※6 Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品衛生管理の方法の一つで、製造工程中の重要な管理ポイントを常に監視し、すべての製品の安全性を保証しようとするもの。

5 福祉に関する相談支援体制の充実強化

【健康福祉ビジョン施策No. 15】

《現状と課題》

- (1) 地域自立支援協議会※¹はすべての市町村に設置されていますが、サービス等利用計画※²及び障害児支援利用計画※³の作成が十分ではありません。
- (2) 障害者地域生活支援センター・相談支援拠点※⁴と連携し、ケアマネジメント※⁵の向上が必要です。
- (3) 児童虐待が深刻化する中、要保護児童対策地域協議会※⁶を主体とした市町村の対応が望まれますが、困難事例の支援に苦慮しています。多様化する相談に対応するため、専門機関との連携により支援体制を強化していく必要があります。

《目 標》

- (1) 各地域自立支援協議会の活性化を図りながら、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成率（平成25年3月 9.6%※⁷）を増加させます。
- (2) 指定一般相談支援事業者※⁸、指定特定相談支援事業者※⁹並びに指定障害児相談支援事業者※¹⁰の相談支援体制の充実・強化を図ります。
- (3) 要保護児童対策地域協議会の調整機関である市町村の相談支援機能を向上させます

《施策の展開と取組内容》

施策の展開	取組内容
1 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成率を増加させるとともに、相談支援従事者等の資質向上を図るため、会議や研修会を開催します。	<ul style="list-style-type: none">・下越圏域連絡調整会議の開催（年2回）・相談支援部会の開催（隔月）・ケアマネジメント実践研修会の開催（年2回）・事業者向け説明会の開催・下越フォーラムの開催

施策の展開	取組内容
2 市町村の相談支援担当職員の資質向上を図るため、研修会開催や専門的技術援助を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村上・新発田地区別会議及び研修会（児童虐待防止ネットワーク事業）2回 ・ 市町村の実情に応じた専門的な後方支援の実施（随時）

《関係事業群》

県地域機関事業	市町村事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者地域生活支援センター事業（下越圏域連絡調整会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村地域生活支援事業（相談支援事業） ・ 市町村自立支援協議会設置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止ネットワーク事業（地区別ネットワークの強化） ・ 児童委員・主任児童委員活動費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会運営 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 母子保健事業

- ※1 地域における相談支援事業者の運営評価等を行うとともに、障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
- ※2 障害者が利用するサービスの組み合わせ等についての計画。
- ※3 障害児が利用するサービスの組み合わせ等についての計画。
- ※4 地域の障害者等の福祉に関する専門性の高い相談に応じたり、広域的対応をする機関。
- ※5 障害者やその家族が持つ複数のニーズと社会資源を結びつけること。
- ※6 要保護児童及びその保護者に関する情報交換を行い、支援の内容に関して協議をする機関。
- ※7 下越圏域における障害福祉サービス等の支給決定者数に占める計画作成者数の割合。
- ※8 県から指定を受けて、障害者等の生活全般や住居の確保・緊急事態の支援を行う事業者。
- ※9 市町村から指定を受けて、障害者等の生活全般やサービス等利用計画の作成などの支援を行う事業者。
- ※10 市町村から指定を受けて、障害児の生活全般や障害児支援利用計画の作成などの支援を行う事業者。

